

学校における働き方改革取組方針（令和 8 年 2 月）【概要】

1 要旨

令和 5 年 3 月に「学校における働き方改革取組方針」（以下「本方針」という。）を改定し、学校における働き方改革や業務改善につながる取組を総合的に推進してきた。

この結果、「子供と向き合う時間の確保」については目標達成となった一方で、「超過勤務の縮減」については、一定の改善が図られてきたものの、未だ目標達成には至っていないことから、本県が「目指す姿」を実現するため、本方針に、より具体的な取組を計画的に進めることを盛り込むことで実効性のあるものに改定するとともに、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第 8 条に基づく「業務量管理・健康確保措置実施計画」として位置付ける。

《目指す姿》

全ての子供たちへのよりよい教育の実現に向け、教員が心身ともに充実し、「働きやすさ」と「働きがい」を両立しながら、主体的に学び続け、専門性を最大限に発揮できるよう、子供たち一人一人と向き合うことができる環境を構築する。

2 目標・成果指標の達成状況

(1) 子供と向き合う時間の確保

（目標・成果指標）子供と向き合う時間が確保されていると感じる教員の割合が 80%以上

- ・ 子供と向き合う時間が確保されていると感じる教員の割合

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
県立学校全体	72.5%	76.4%	78.0%	83.1%

(2) 超過勤務の縮減

（目標・成果指標）教員の時間外在校等時間について、原則年 360 時間以内及び月 45 時間以内

- ・ 1 箇月時間外在校等時間（年平均）

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度※
県立学校全体	29 時間 25 分	29 時間 19 分	28 時間 25 分	28 時間 16 分

- ・ 1 年間時間外在校等時間の平均

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度※
県立学校全体	353 時間 6 分	351 時間 56 分	341 時間 4 分	339 時間 21 分

- ・ 月 45 時間を超えた教員数（延べ人数）及びその割合

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度※
県立学校全体	11,326 人 (20.3%)	11,084 人 (20.1%)	10,739 人 (19.4%)	10,285 人 (18.6%)

※ 4 月～11 月までの実績値に令和 6 年度の 12 月～3 月の実績値を加えた推計値

3 「超過勤務の縮減」に係る目標・成果指標の未達成の主な要因

【業務量】

- ・ 教員の専門性を必要としない業務に従事している状況がある。
- ・ 部活動に教員以外の人材を活用することが十分にできていない。

【職場環境】

- ・ 教員が円滑に業務を行うための ICT 環境の整備が十分とはいえない状況がある。
- ・ 教員の勤務時間を意識した働き方は浸透しているものの、特定の教員に業務が集中するなど、学校全体での組織的な取組が十分とはいえない状況がある。

4 改定後の本方針の内容

(1) 目指す姿《再掲》

全ての子供たちへのよりよい教育の実現に向け、教員が心身ともに充実し、「働きやすさ」と「働きがい」を両立しながら、主体的に学び続け、専門性を最大限に発揮できるよう、子供たち一人一人と向き合うことができる環境を構築する。

(2) 目標

○ 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の教員の割合 … 100%
- ・ 1年間時間外在校等時間が360時間以下の教員の割合 … 100%

○ 「働きがい」に関する目標

- ・ 「仕事にやりがいがある」と感じている教員（管理職を除く。）の割合 … 100%

(3) 期間

令和8年度から令和11年度まで（4年間）

(4) 取組の内容

取組の視点	主な取組内容
教員の業務量の適正化	《教育委員会事務局》 ・ 留守番電話機能や通話録音機能の全校整備 ・ 学校徴収金業務の負担軽減に向けた取組の検討 《学校》 ・ 学校行事等の見直し ・ 部活動の活動時間等の適正化
教員が業務を効率的に行うことのできる環境整備	《教育委員会事務局》 ・ 保護者連絡システムの導入 ・ 校内研修で活用できるオンデマンド教材等の集約・活用の促進 《学校》 ・ 教育活動の内容や授業時数の見直しによる年間を通じた業務平準化 ・ 特定の教職員に業務が集中しないよう、校務分掌の再編などによる業務の平準化・効率化
教員の健康及び福祉の確保に関する取組	《教育委員会事務局》 ・ 月80時間超の全ての教員に産業医による面接指導を実施 ・ 早出遅出勤務制度、テレワーク制度の拡充の検討 《学校》 ・ ストレスチェックにおける総合健康リスク低減のための職場環境改善 ・ 年次有給休暇を取得しやすい雰囲気や環境の整備

※ 主な取組内容以外の取組も含め、様々な取組を総合的に推進する。

学校における働き方改革取組方針

県立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年2月

広島県教育委員会

《 目 次 》

1	趣旨・目指す姿	
(1)	趣旨	1
(2)	目指す姿	1
2	本県の学校における働き方改革の現状	
(1)	本方針の成果と課題	2
(2)	令和5年度から令和7年度までの目標・成果 指標の達成状況	3
(3)	現状	4
3	目標・期間	
(1)	目標	8
(2)	期間	8
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	
(1)	教員の業務量の適正化	9
(2)	教員が業務を効率的に行うことのできる 環境整備	10
(3)	教員の健康及び福祉の確保に関する取組	13
5	関連する取組、今後のフォローアップについて	15
(参考)	用語解説	16

1 趣旨・目指す姿

(1) 趣旨

県教育委員会では、平成30年7月に「学校における働き方改革取組方針」（以下「本方針」という。）を策定して以降、2度の改定を経ながら、一貫して「子供と向き合う時間の確保」及び「超過勤務の縮減」を目標・成果指標に掲げ、学校における働き方改革や業務改善につながる取組を総合的に推進してきた。

この結果、本方針取組期間の最終年度である令和7年度において、「子供と向き合う時間の確保」については目標達成となった一方で、「超過勤務の縮減」については、一定の改善が図られてきたものの、未だ目標達成には至っていない。

こうした状況を踏まえ、学校における働き方改革や業務改善の一層の推進を図り、本県が「目指す姿」を実現するため、本方針に、より具体的な取組を計画的に進めることを盛り込むことで実効性のあるものに改定するとともに、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づく「業務量管理・健康確保措置実施計画」として位置付けるものである。

(2) 目指す姿

全ての子供たちへのよりよい教育の実現に向け、教員が心身ともに充実し、「働きやすさ」と「働きがい」を両立しながら、主体的に学び続け、専門性を最大限に発揮できるよう、子供たち一人一人と向き合うことができる環境を構築する。

2 本県の学校における働き方改革の現状

(1) 本方針の成果と課題

本方針（令和5年度～令和7年度）期間中の取組について、取組の柱（4つの視点）ごとに成果と課題を整理した。

学校・教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備	
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・スクール・サポート・スタッフの効率的かつ効果的な配置による教員の事務的業務の負担軽減 ・採点支援システムや生成AIチャットボットの導入による業務時間の削減 ・「教員の働き方改革の協力要請のリーフレット」を作成・配付による保護者・地域等の理解促進
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT機器の整備などによる更なる校務のDX化の推進 ・教員勤務実態調査結果で明らかになった特に負担に感じている業務の「事務」、「部活動」に対する効果的な取組の実施
部活動指導に係る教員の負担軽減	
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・外部指導者派遣による指導の負担軽減
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の教員に部活動の指導業務が偏っている状況の改善 ・個々の教員の専門性等に配慮した部活動の指導体制の構築
学校における組織マネジメントの確立	
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・管理職のマネジメントによる業務分担の見直しや進捗調整等の適切な取組が一定程度定着
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・定時退校日等の徹底 ・勤務時間管理システムの事務処理の負担軽減
教職員の働き方に対する意識の醸成	
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・働き方改革に係る意識が一定程度定着 ・「夏季休業期間中における勤務時間の繰上げ・繰下げ」や「テレワーク」などの制度導入による、メリハリある働き方を可能とする環境の整備
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・教員の行動変容を促す環境整備・動機付け

(2) 令和5年度から令和7年度までの目標・成果指標の達成状況

《目標・成果指標》

① 子供と向き合う時間の確保

子供と向き合う時間が確保されていると感じる教員（管理職を除く。）の割合が、80%以上となることを目指す。

② 超過勤務の縮減

在校等時間から、正規の勤務時間を除いた時間を原則年360時間以内及び月45時間以内とする。

《達成状況》

① 子供と向き合う時間の確保

令和7年度 83.1%（令和4年度 72.5%）

② 超過勤務の縮減

＜教員全体の状況＞

※令和7年度は推計値（4月から11月までは実績値、12月から3月までは令和6年度実績により算出）

- ・ 1箇月時間外在校等時間（年平均）

令和7年度 28時間16分（令和4年度 29時間25分）

- ・ 1年間時間外在校等時間の平均

令和7年度 339時間21分（令和4年度 353時間6分）

- ・ 月45時間超教員の割合

令和7年度 18.6%（令和4年度 20.3%）

(3) 現状

① 子供と向き合う時間の確保

～子供と向き合う時間が確保されていると感じている教員の割合

※ 各数値は「県立学校における働き方改革・業務改善に係るアンケート調査」の結果による

	R 4	R 5	R 6	R 7	R 4→R 7
県立学校全体	72.5%	76.4%	78.0%	83.1%	+10.6
中学校	71.1%	75.7%	72.5%	78.0%	+6.9
高等学校	71.6%	75.7%	76.9%	83.0%	+11.4
特別支援学校	76.0%	78.8%	81.2%	83.7%	+7.7

- 令和7年度において、県立学校全体の平均は83.1%となっており、目標値（80%）を達成することができた。
- 校種別に見た場合、いずれの校種でも、令和4年度と比べ上昇しているものの、中学校においては、目標値に至っていない。

② 超過勤務の縮減

～教員の時間外在校等時間の状況

- ※ 各数値は勤務時間管理システムの集計値による
- ※ 年360時間超の教員数は実人数、月45・80時間超の教員数は年間延べ人数
- ※ 年360時間超の教員数の割合は、1月以上在職している教員数（休職者を除く）を分母とする
- ※ 月45・80時間超の教員数の割合は、各月1日時点に在職している教員数（休職者を除く）を分母とする
- ※ 令和7年度は推計値（4月から11月までは実績値、12月から3月までは令和6年度実績により算出）
- ※ 令和7年度の年360時間超の教員数は、個人の推計値を算出することが困難であるため、未記載

ア 県立学校全体

	R 4	R 5	R 6	R 7	R 4→R 7
年360時間超の 教員数	2,078人 (42.7%)	2,026人 (41.8%)	1,918人 (39.7%)	－人 (－%)	－人 (－)
月45時間超の 教員数	11,326人 (20.3%)	11,084人 (20.1%)	10,739人 (19.4%)	10,285人 (18.6%)	▲1,041人 (▲1.7)
月80時間超の 教員数	491人 (0.9%)	727人 (1.3%)	675人 (1.2%)	732人 (1.3%)	+241人 (+0.4)
時間外在校等時間 (年間・月の平均)	353時間6分 (29時間25分)	351時間56分 (29時間19分)	341時間4分 (28時間25分)	339時間21分 (28時間16分)	▲13時間45分 (▲1時間9分)

- 令和4年度と比べ、教員の時間外在校等時間の平均（年間・月）については、減少が図られているものの、月45時間超の教員数は横ばい、月80時間超の教員数に至っては、増加している状況にある。
- 県立学校全体の時間外在校等時間（年間平均）は339時間21分で、年360時間以内となっているが、個人では年360時間を超える教員が一定数いる。

イ 項目ごとの校種別内訳

【時間外在校等時間が年間360時間を超えた教員数】

	R 4	R 5	R 6	R 7	R 4→R 7
県立学校全体	2,078人 (42.7%)	2,026人 (41.8%)	1,918人 (39.7%)	－人 (－%)	－人 (－)
中学校	50人 (82.0%)	40人 (64.5%)	41人 (66.1%)	－人 (－%)	－人 (－)
高等学校	1,787人 (52.9%)	1,765人 (53.1%)	1,687人 (51.2%)	－人 (－%)	－人 (－)
特別支援学校	241人 (16.9%)	221人 (15.2%)	190人 (12.9%)	－人 (－%)	－人 (－)

【時間外在校等時間が月45時間を超えた教員数】

	R 4	R 5	R 6	R 7	R 4→R 7
県立学校全体	11,326人 (20.3%)	11,084人 (20.1%)	10,739人 (19.4%)	10,285人 (18.6%)	▲1,041人 (▲1.7)
中学校	298人 (42.1%)	245人 (33.8%)	249人 (34.4%)	258人 (34.9%)	▲40人 (▲7.2)
高等学校	10,243人 (26.2%)	10,127人 (26.3%)	9,823人 (25.7%)	9,472人 (24.9%)	▲771人 (▲1.3)
特別支援学校	785人 (4.9%)	712人 (4.4%)	667人 (4.1%)	555人 (3.4%)	▲230人 (▲1.5)

【時間外在校等時間が月80時間を超えた教員数】

	R 4	R 5	R 6	R 7	R 4→R 7
県立学校全体	491人 (0.9%)	727人 (1.3%)	675人 (1.2%)	732人 (1.3%)	+241人 (+0.4)
中学校	12人 (1.7%)	2人 (0.3%)	2人 (0.3%)	1人 (0.1%)	▲11人 (▲1.6)
高等学校	451人 (1.2%)	694人 (1.8%)	653人 (1.7%)	711人 (1.9%)	+260人 (+0.7)
特別支援学校	28人 (0.2%)	31人 (0.2%)	20人 (0.1%)	20人 (0.1%)	▲8人 (▲0.1)

【月当たりの平均時間外在校等時間】

	R 4	R 5	R 6	R 7	R 4→R 7
県立学校全体	29時間25分	29時間19分	28時間25分	28時間16分	▲1時間9分
中学校	43時間43分	39時間2分	37時間51分	36時間47分	▲6時間56分
高等学校	33時間13分	33時間22分	32時間39分	32時間35分	▲0時間38分
特別支援学校	19時間31分	19時間9分	18時間11分	17時間58分	▲1時間33分

ウ 目標未達成の主な要因

目標を達成することができていない要因について、令和6年度及び令和7年度の状況^{*}の分析を行った。

※ 時間外在校等時間・教員の属性（経験年数・校務分掌など）・校長フォローアップ調査・教職員アンケート・令和7年4月から7月までの間に「月80時間を超えて勤務した教員」の状況

【業務量】

- 教員の専門性を必要としない業務に従事している状況がある。
- 時間割作成、ICT環境の整備や進路指導業務など時期的に集中する業務がある。
- 生徒指導や保護者対応など突発的な業務がある。
- 部活動に教員以外の人材を活用することが十分にできていない。

【職場環境】

- 教員が円滑に業務を行うためのICT環境の整備が十分とはいえない状況がある。
- 初めて担当する学級担任、進路指導業務や授業準備などの業務に時間を要している状況がある。
- 管理職による教員の勤務時間の管理が十分とはいえない状況がある。
- 教員の勤務時間を意識した働き方は浸透しているものの、特定の教員に業務が集中するなど、学校全体での組織的な取組が十分とはいえない状況がある。

3 目標・期間

(1) 目標

【カッコ内は令和7年度の数值】

本方針の「目指す姿」を踏まえ、働きやすさと働きがいの両立を目指し、次のとおり目標を設定する。

① 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1 箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする 【81.4%】
- ・ 1 年間時間外在校等時間が360時間以下の割合を100%にする 【R6:60.3%】

② 「働きがい」に関する目標

- ・ 「仕事にやりがいがある」と感じている教員（管理職を除く。）の割合を100%にする 【90.5%】

目標達成に向けて、1 箇月時間外在校等時間が80時間を超える教員を早急になくすとともに、県立学校全体で1 年間における1 箇月時間外在校等時間の平均が30時間を下回る状態を堅持する。

(2) 期間

令和8年度～令和11年度

※ 政府として令和11年度までに教員の1 箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標に掲げており、本方針の取組期間についても令和11年度までに設定する。

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

前記3（1）の目標を達成するために、前記2（1）の課題及び2（3）ウの目標未達成の要因を踏まえ、次の3つの視点で取組を推進する。

- 教員の業務量の適正化
- 教員が業務を効率的に行うことのできる環境整備
- 教員の健康及び福祉の確保に関する取組

推進に当たっては、県立学校全校の総業務量を意識し、業務の持ち帰りが生じている状況も踏まえ、全体的な業務量の削減に特に注力するとともに、学校又は教員個々の時間外在校等時間などの状況を踏まえ、必要な取組を行っていく。

(1) 教員の業務量の適正化

◇学校行事の精選・統合や放課後の活動時間の適切な設定

《学校》

- ・ 計画当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない学校行事等の見直しや、放課後の活動時間を勤務時間内に設定するなどの工夫を行う。

◇勤務時間外に電話対応の必要のない環境の整備

《教育委員会事務局》

- ・ 留守番電話機能や通話録音機能を全校に整備する。

◇部活動

《教育委員会事務局・学校》

- ・ 部活動の活動時間等の適正化を推進するとともに、部活動指導員の導入について検討を行う。
- ・ 県立中学校における地域展開等の推進に取り組む。

◇放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

《教育委員会事務局》

- ・ 放課後から夜間における見回りについては、原則行わないとともに、補導された児童生徒の引取りについては、警察との連携において、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

◇学校徴収金の徴収・管理

《教育委員会事務局》

- ・ 学校徴収金業務の負担軽減に向けて、公会計化も含めて、インターネットバンキングや学校集金システムの導入について検討を行う。

◇地域学校協働活動の連絡調整等

《教育委員会事務局・学校》

- ・ 地域学校協働活動推進員等の養成を行うとともに、モデル校に地域と学校の関係者間の連絡調整等を行う推進員等を配置する。

◇保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

《教育委員会事務局》

- ・ 学校では解決が困難な事案に対して、学校が教育委員会と連携して、弁護士等の専門家に相談ができる体制を、より効果的に活用できるように周知・徹底を図るとともに、「保護者等対応事例集」を教育委員会と学校が連携した内容を含めたものに改訂する。

(2) 教員が業務を効率的に行うことのできる環境整備

◇授業時数の標準化、教育課程の見直し

《教育委員会事務局》

- ・ 教育課程の各科目の単位数については、各校の教育課程を毎年点検するとともに、教育課程の編成・実施に係るヒアリング等により実施状況を把握し、目的に応じた成果を上げるものとなっているかなど、必要性を含めた見直しについて、指導・助言を行うことで、各校における教育課程の適正かつ円滑な実施を図る。

《学校》

- ・ 各校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、各校の教育目標や生徒実態を踏まえ真に必要な時数とするとともに、年度当初等の時間的負担にも考慮し、一年間を通して教育活動の内容や授業時数を見直して業務量を平準化し、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出するなど、柔軟な設定を行う。

◇デジタル技術を活用した校務の効率化

《教育委員会事務局》

- ・ 校務支援システムや総務事務システム等の改善及び効率的かつ効果的な運用を図るとともに、A I を効果的に活用する。
- ・ 出欠連絡など学校・保護者間の連絡調整業務の効率化を図るため、保護者連絡システムを導入する。

◇職務経験が少ない教員が支援を得られやすい体制の整備

《教育委員会事務局》

- ・ 経験年数が少ない教員を対象にした研修等を通して、他校の教員とも容易に情報交換できる体制を構築する。

◇研修の見直し

《教育委員会事務局》

- ・ 校内研修等の質の向上及び資料作成の負担軽減のため、校内研修等で活用できるオンデマンド教材等をホームページに集約し広く活用を促す。

◇勤務時間管理の徹底

《学校》

- ・ 教職員の健康管理や超過勤務の縮減に向け、勤務時間管理システムを活用して教職員の在校等時間を遅滞なく把握するなど、適正な勤務時間管理を行う。
- ・ 各学校で教職員の入退校に係る開錠・施錠時刻の目安及び児童生徒等の適切な登下校時刻を設定し、その徹底を図る。

- ・ 週 1 回以上の教職員の定時退校日の徹底を図る。

◇業務の平準化・効率化

《学校》

- ・ 教職員の在校等時間の状況等を踏まえ、特定の教職員に業務が集中しないよう、校務分掌や構成人数の再編、業務の在り方や進め方の見直しなどを行うことにより、業務の平準化・効率化を図る。

◇給食の時間における対応

《学校》

- ・ 給食指導や安全管理等の役割分担を見直すなど、学校の実情に応じた給食実施体制の工夫を行う。

◇授業準備、学習評価や成績処理、学校行事の準備・運営、進路指導の準備

《教育委員会事務局》

- ・ 教員の業務を補助するスクール・サポート・スタッフについて、効率的かつ効果的な配置を進めるとともに、デジタル技術の活用による教員の負担軽減を図る。

◇支援が必要な児童生徒・家庭への対応

《教育委員会事務局》

- ・ 学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築するため、教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を実施する。
- ・ 医療・福祉に関する専門的な人材について、各学校の活用状況等を踏まえ、効果的な配置等について工夫改善を図る。

《学校》

- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の教育相談会議等への参加を積極的に働きかけ、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。

◇調査・統計等への回答

《教育委員会事務局》

- ・ デジタル技術の活用を推進し、学校の実態を把握したうえで、教員の負担軽減に向けた学校に対する調査・統計等の在り方の検討を行う。

◇学校のウェブサイトの作成・管理

《教育委員会事務局・学校》

- ・ 教職員が誰でも学校のウェブサイトの作成・管理ができるような環境整備の検討を進める。

◇ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

《教育委員会事務局》

- ・ 教職員が誰でもICT機器等の管理に参画できるよう、学校における管理の実態を把握し、関係資料の整理や更新を行う。また、デジタル活用支援窓口及びデジタル活用支援員を活用しながら、必要に応じて民間事業者等へ委託する。

(3) 教員の健康及び福祉の確保に関する取組

◇在校等時間が一定時間を超えた教員の産業医による面接指導の実施

《教育委員会事務局・学校》

- ・ 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた全ての教員に対し、産業医による面接指導を実施する。

◇ストレスチェックの実施

《教育委員会事務局・学校》

- ・ セルフケアの充実や正確な集団分析につなげるため、ストレスチェックの受検率向上に取り組む。また、全ての県立学校の総合健康リスクの値が100未満となるよう、職場環境改善に取り組む。

◇心身の健康問題についての相談窓口等の利用促進

《教育委員会事務局》

- ・ メンタルヘルスに関する相談窓口や相談事業について、積極的に発信・周知し、利用促進を図る。

◇年休の取得促進

《学校》

- ・ 年次有給休暇を取得しやすい雰囲気や環境の整備に努め、教職員の積極的な取得を促すとともに、長期休業期間中等において年次有給休暇の計画的な取得を働きかける。

◇早出遅出勤務、テレワークその他の柔軟な働き方を推進するための環境整備

《教育委員会事務局》

- ・ 早出遅出勤務制度、テレワーク制度の拡充について、検討を行う。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

(1) 関連する取組

- ・ 教職員定数の改善及び国庫補助の拡充について、引き続き国に要望していく。
- ・ 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本方針の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。

各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本方針に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

- ・ 保護者・地域の理解を促進するため、保護者や地域に対して、県立学校における業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。

(2) 今後のフォローアップ

- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、県立学校に導入している勤務時間管理システムで把握し、その他の目標については、教職員アンケートの結果から把握する。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本方針の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教員がいる学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校の管理職に対する個別の支援・指導を実施する。

(参考) 用語解説

	用語	解説
え	A I	Artificial Intelligence (人工知能) の略。コンピュータがデータを分析し、推論・判断、最適化提案、課題定義・解決・学習などを行う、人間の知的能力を模倣する技術。
お	オンデマンド	ユーザーがリクエストしたタイミングでサービスが提供される方式のもの。
き	教員	公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第2条に規定する義務教育諸学校等の教育職員。
こ	子供と向き合う時間	授業・授業準備・教材研究・部活動・個別指導など、児童生徒等の指導に関係のある業務に従事する時間。
さ	在校等時間	次の(ア)及び(イ)に掲げる時間から(ウ)及び(エ)に掲げる時間を除いた時間。 (ア) 校内に在校している時間 (イ) 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間 (ウ) 正規の勤務時間(職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(平成7年広島県条例第5号)第2条から第5条までに規定する勤務時間をいう。)外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間 (エ) 休憩時間
そ	総合健康リスク	仕事のストレス要因から予想される健康問題が発生するリスクを、全国平均を100として表したもの。 例えば、総合健康リスク値が「110」の場合、その組織において健康問題が全国一般より10%多く発生すると予想される。 ※「全国平均」は、種々の業種、職種の労働者約2.5万人のデータを基準として厚生労働省が作成

ち	地域学校協働活動	地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。
	チャットボット	問い合わせに対してロボットが自動的に応答するプログラム。
て	DX	Digital Transformation の略。 「ITの浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」という概念。